

平成31年2月1日

人事院事務総局職員福祉局長

「面接指導等の実施について」の一部改正について（通知）

「面接指導等の実施について（通知）（平成18年3月31日職職—96）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 （略）	1～4 （同左）
5 必要な措置 面接指導の対象となる職員以外の職員であっても、脳・心臓疾患の発症等の予防的な意味を含め、健康への配慮が必要な者に対しては、 <u>面接指導の実施又は面接指導</u>	5 必要な措置 面接指導の対象となる職員以外の職員であっても、脳・心臓疾患の発症等の予防的な意味を含め、健康への配慮が必要な <u>もの</u> に対しては、 <u>運用通知第22条の3関係</u>

に準じた措置を講じるよう努める。

6 その他

平成31年4月1日以降、「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」（平成31年2月1日職職一22職員福祉局長通知）6(2)については、規則及び運用通知に定めるもののほか、本通知によるものとする。

に定めるところにより、面接指導の実施又は面接指導に準じた措置を講じるよう努める。

6 その他

平成18年4月1日以降、「超過勤務の縮減に関する指針について」（平成21年2月27日職職一73職員福祉局長通知）4(2)については、規則及び運用通知に定めるもののほか、本通知によるものとする。

以 上